別紙１

# 三鷹市学校給食用物資納入業者選定要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、三鷹市立学校における学校給食で使用する食材料（公益財団法人東京都学校給食会を通じ供給されるものを除く。）の購入の適正を期するため、三鷹市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が行う学校給食用物資納入業者（以下「業者」という。）の選定について必要な事項を定める。

（業者選定）

第２条　業者の選定は、毎年度開始前までに行う。ただし、年度の中途で追加登録が必要な場合については、この限りでない。

（選定基準）

第３条　業者の選定基準は、次の各号に定めるところによる。

（１）立地条件

ア　通信及び運搬が便利であること。

イ　環境が衛生的であること。

（２）経営状況

ア　学校給食に深い理解を有し、協力的であること。

イ　社会的に信用を有し、その経営が良好であること。

ウ　確実な取引先を有し、常時営業を続けていること。

エ　納税義務が履行されていること。

（３）衛生状況

ア　施設設備が衛生的で、従業員の健康管理が十分であること。

イ　生鮮食品業者にあっては、保健所の協力を得て衛生指導を受けていること。

ウ　製造加工業者にあっては、材料倉庫、製品置場、冷蔵（凍）施設その他衛生上必要な設備を完備していること。

エ　関係法令を遵守していること。

（４）輸送能力

指定した期日及び時刻までに、指定の場所に納入できる輸送力を有すること。

（業者登録の申請）

第４条　業者の登録を受けようとする者は、学校給食用物資納入業者登録申請書（様式１号）及び誓約書（様式２号）を教育長に提出しなければならない。

（審査及び決定）

第５条　教育長は、前条の登録の申請があったときは、申請書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査により審査し、当該業者を登録すべきものと認めるときは、三鷹市学校給食運営委員会の意見を聴いたうえ、業者の登録を決定する。

（業者登録）

第６条　教育長は、業者の登録を決定したときは、学校給食用物資納入業者登録名簿に登録し、業者の登録を受けた者に学校給食用物資納入業者登録通知書（様式３号）により通知する。

２　教育長は、業者の登録を決定しなかったときは、当該業者にその旨通知する。

３　業者の登録期間は、４月１日から翌年３月31日までとする。ただし、年度の中途で

登録した場合は、当該年度の３月31日までとする。

（契約の締結）

第７条　登録の決定を受けた業者は、教育長が別に指定する期日内に学校給食用物資納入に関する契約を締結するものとする。

（登録事項の変更）

第８条　業者は、登録事項に変更が生じたときは、学校給食用物資納入業者登録事項変更届（様式４号）により直ちに教育長に届出を行わなければならない。

（登録の辞退）

第９条　業者は、業者の登録を辞退しようとするときは、学校給食用物資納入業者登録辞退届（様式５号）により教育長に届出を行わなければならない。

（登録の取消し）

第10条　教育長は、業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、三鷹市学校給食運営委員会の意見を聴いて、業者の登録を取り消すことができる。

（１）第３条の基準を満たさなくなったとき。

（２）誓約書に違反したとき。

（３）公序良俗に反すると認められることがあったとき。

（４）前３号に定めるもののほか、不適格業者であると認められるに足る理由があるとき。

２　教育長は、業者の登録を取り消したときは、学校給食用物資納入業者登録名簿から消除し、業者の登録の取消しを受けた者に学校給食用物資納入業者登録取消通知書（様式６号）により通知する。

附　則

この要綱は、令和４年12月２日から施行し、令和５年４月１日以降に納入する給食用物資について適用する。

附　則

この要綱は、令和６年８月１日から施行する。